

オウム真理教犯罪被害者等給付金のご案内

◇ オウム真理教犯罪被害者等給付金

この給付金は、オウム真理教による下記の事件にかかる犯罪行為により、亡くなられた方のご遺族、障害が残った方及び傷病を負った方に支給されます。また、障害が残った方又は傷病を負った方が既に亡くなられている場合はそのご遺族に支給されます。

- ・ 地下鉄サリン事件(平成7年3月20日発生)
- ・ 松本サリン事件(平成6年6月27日28日発生)
- ・ 弁護士及びその妻子の殺人事件(平成元年11月4日発生)
- ・ サリンを使用した弁護士殺人未遂事件(平成6年5月9日発生)
- ・ VXガスを強い要した殺人未遂事件(平成6年12月2日発生)
- ・ VXガスをを使用した殺人事件(平成6年12月12日発生)
- ・ VXガスをを使用した殺人未遂事件(平成7年1月4日発生)
- ・ 公証人役場事務長逮捕監禁致死事件
(平成7年2月28日～3月1日発生)

◇ 給付金の支給対象

上記の事件に係る犯罪行為により、以下に該当する方が支給の対象となります。

- ・ 亡くなられた方のご遺族
- ・ 障害が残った方(既に亡くなられている場合、そのご遺族)
- ・ 障害を負った方(既に亡くなられている場合、そのご遺族)

◇ 申請期間

平成20年12月18日(木)から2年間に限り、申請することができます。ただし、やむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

◇ 問い合わせ先

大分県警察本部 広報課犯罪被害者支援室

 097-536-2131 (代表)